

京丹後市成年後見制度 利用促進基本計画

京丹後市

令和●年●月

京丹後市成年後見制度利用促進基本計画(素案)

目次

第1章 計画策定にあたって	3
1. 計画策定の目的	3
2. 基本計画の位置づけ	3
3. 基本計画の期間	4
4. 計画策定のための取り組み及び体制	4
第2章 計画策定の背景	5
1. 様々な法制度や動き	5
(1) 成年後見制度の誕生	5
(2) 成年後見制度の種類	5
(3) 促進法の施行と国基本計画の策定	6
(4) 地域共生社会の実現と包括的な支援体制の整備	7
(5) 認知症施策推進大綱の制定	7
(6) 京丹後市の取り組み	7
2. 京丹後市の現状と課題の整理	8
(1) 京丹後市の高齢者・障害者等の現状	8
(2) 京丹後市における成年後見制度に関する現状	12

(3)丹後圏域における成年後見制度に関する現状	15
(4)京丹後市における成年後見ニーズ	16
(5)成年後見制度に関する取り組みの課題	18
第3章 成年後見制度利用促進にあたっての基本的な考え方と目標	19
1. 基本的な考え方	19
2. 基本目標	20
3. 施策の体系	21
第4章 今後の具体的な取り組み等	22
1. 成年後見制度・権利擁護支援に関する理解・啓発の推進・広報・普及	22
2. 相談支援機能の強化	23
3. 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり	24
4. 制度の理解者と担い手の育成	27
5. 利用者が安心して利用できる体制づくり	28
6. 地域連携ネットワークの中核となるサポートセンターの設置	29
第5章 計画の評価及び進行管理	32
資料編	33

第 1 章 計画策定にあたって

1. 計画策定の目的

平成 28（2016）年に施行された「成年後見制度の利用の促進に関する法律」（平成 28 年法律第 29 号。以下「促進法」という。）では、認知症、知的障害その他の精神上的の障害があるなど、判断能力などの問題で、日々の生活で当たり前のことが難しくなってきた時に、本人・家族・同じ地域に住む人・同じ地域で活動する人など、すべての市民が支え合い、尊重しながら暮らすことのできる社会（地域共生社会）が必要であり、それを実現するための一手段として成年後見制度が位置づけられています。

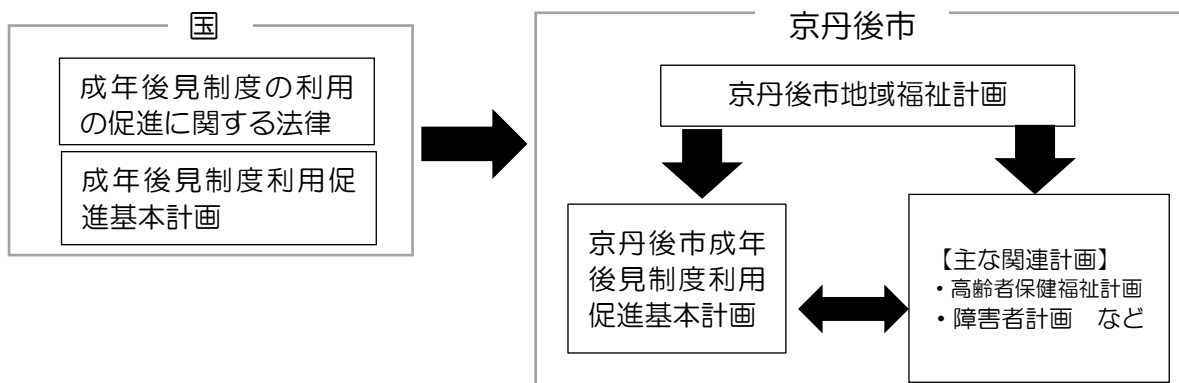
京丹後市においても、高齢化率の増加や家族形態の変化などにより、制度のはざま課題を抱える人や複合的な課題を持つ世帯が増えてくる中、早期に適切な支援につなげたり支えたりできる仕組みや地域づくりを進める必要があります。

こうしたことから、成年後見制度などの権利擁護支援を必要とする本人に対し、適切に支援につなぐことができる地域の仕組みづくりが重要となっており、市の責務として、京丹後市における仕組みづくりに向けた具体的な施策等を定め、段階的・計画的に推進していくため、本計画を策定します。

2. 基本計画の位置づけ

促進法第 14 条第 1 項において、市町村は、国の成年後見制度利用促進基本計画（以下「国基本計画」という。）を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるものとされており、本計画は関連計画である「京丹後市地域福祉計画」（平成 29（2017）年度～令和 3（2021）年度）と一体的に連動して取り組み、「第 8 期京丹後市高齢者保健福祉計画」（令和 3（2021）年度～令和 5（2023）年度）、「第 3 次京丹後市障害者計画」（平成 30（2018）年度～令和 5（2023）年度）とその他関連計画との整合、連携を図ります。

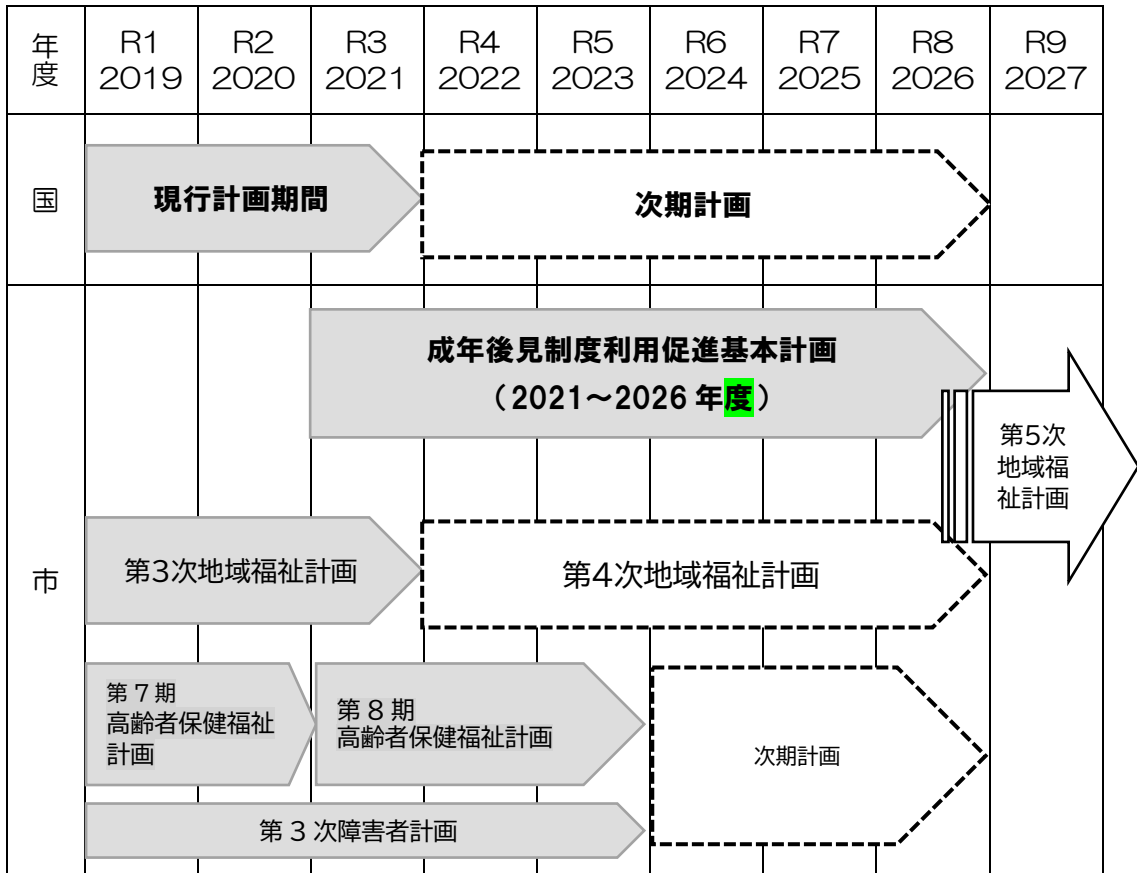
〈成年後見制度利用促進基本計画と他の計画との関係(イメージ)〉



3. 基本計画の期間

国基本計画は、令和3（2021）年度まで示されていますが、市においては、京丹後市地域福祉計画との統合を見据えて、令和8（2026）年度までを計画の期間として定めます。

なお、国等の動向を踏まえ、令和8（2026）年度以前に本計画を見直す可能性もあります。



4. 計画策定のための取り組み及び体制

京丹後市権利擁護支援体制あり方検討委員会（以下「あり方検討委員会」という。）において、国の基本指針に基づき、委員の意見を反映させ、計画内容の検討を行いました。

また、令和〇年〇月から〇月には、意見公募手続（パブリックコメント）を実施し、幅広い意見を聴取し、その反映に努めました。

第2章 計画策定の背景

1. 様々な法制度や動き

(1) 成年後見制度の誕生

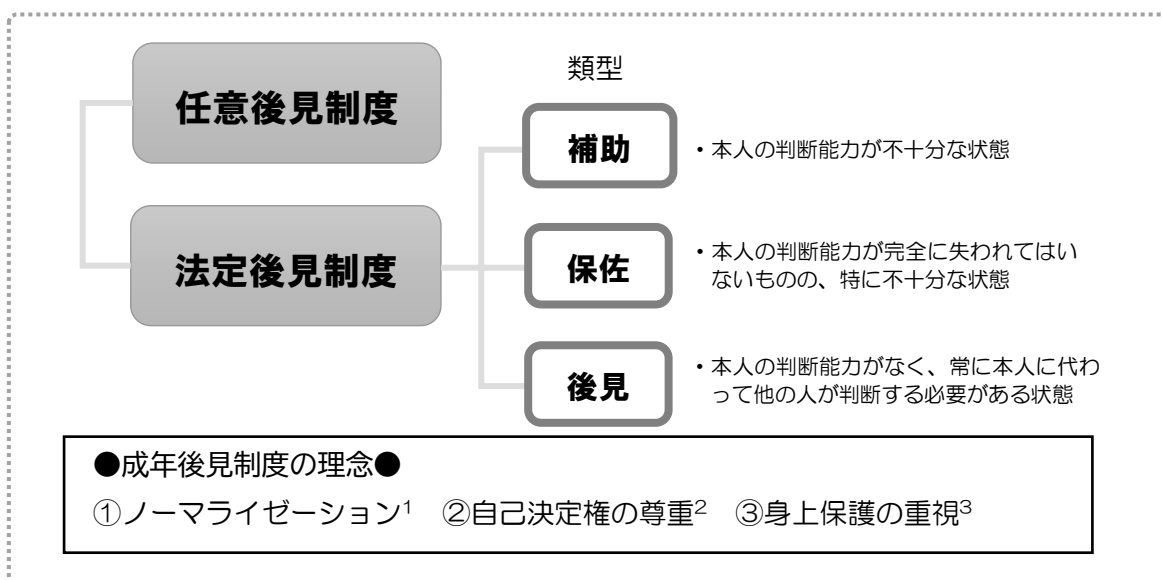
成年後見制度は、認知症や知的障害、精神障害などにより、判断能力が十分でない人の権利を守り、生活や財産を法的に支援する制度です。平成 12（2000）年、介護保険制度と車の両輪になるべく、従来の禁治産・準禁治産制度に代わる制度として生まれました。誕生の背景としては、それまで介護・福祉サービスは行政による措置として導入されていましたが、介護・福祉サービスが自己選択、自己決定、自己責任の「契約」によって利用する仕組みになり、「契約」を支援する仕組みが必要となったためです。

(2) 成年後見制度の種類

成年後見制度には、「法定後見制度」と「任意後見制度」があります。

法定後見制度とは、本人の判断能力が不十分となった後に、家庭裁判所によって成年後見人等が選ばれる制度です。本人の判断能力に応じて「補助」「保佐」「後見」の 3 つの類型があります。

任意後見制度とは、十分な判断能力があるうちに、判断能力が低下した場合に備えて、あらかじめ自分で選んだ人に代わりにしてもらいたいことを契約で決めておく制度です。本人の判断能力が低下した場合に、家庭裁判所が任意後見監督人を選任してから契約の効力が生まれます。



¹ ノーマライゼーション：成年被後見人等が、成年被後見人等でないと人と等しく、基本的な人権を享有する個人としてその尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい生活を保障されるべきこと。

² 自己決定権の尊重：障害者の権利に関する条約第 12 条の趣旨に鑑み、成年被後見人等の意思決定の支援が適切に行われるとともに、成年被後見人等の自発的意思が尊重されるべきこと。

³ 身上保護の重視：本人の財産の管理のみならず身上の保護が適切に図られるべきこと。

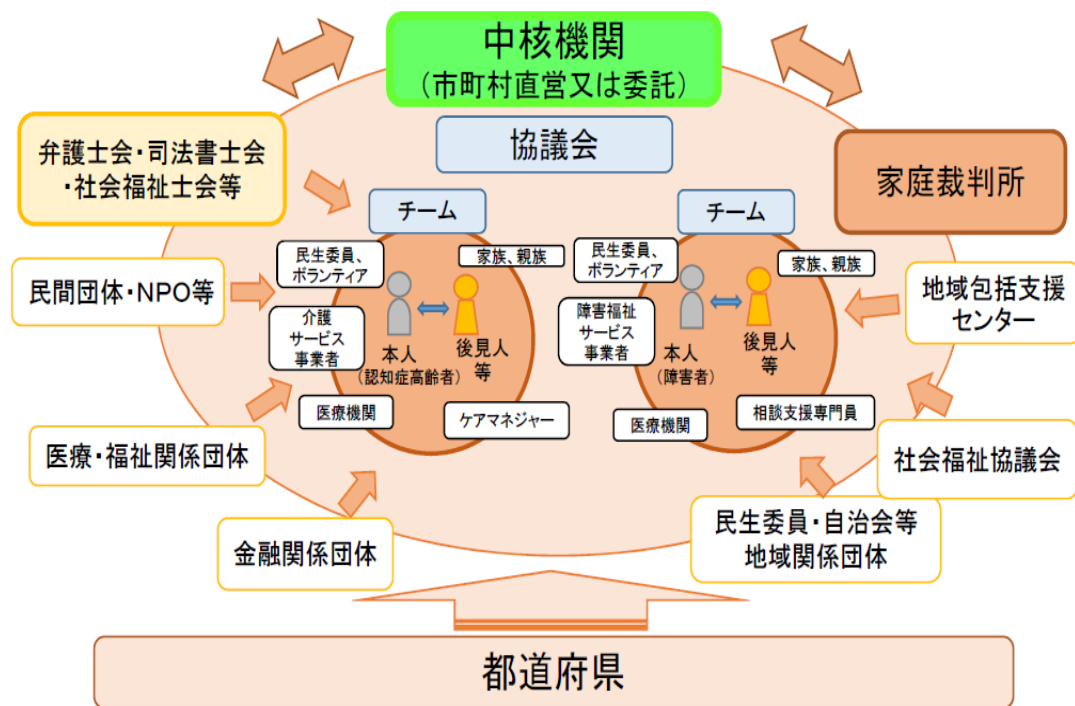
(3)促進法の施行と国基本計画の策定

地域共生社会の実現に資するため、重要な手段の1つでありながら必要な人に十分に利用されていなかった成年後見制度に関して、平成28(2016)年に促進法が施行されました。また、この法律に基づき、国基本計画が平成29(2017)年に閣議決定されました。

これらによって、どの地域に住んでいても、成年後見制度の利用を必要とする人が利用できるよう、「チーム」・「協議会」・「中核機関(市町村直営又は委託)」からなる「権利擁護支援の地域連携ネットワーク」の構築が求められています。地域連携ネットワーク及び中核機関では、①広報、②相談、③制度の利用促進、④後見人支援の4つの機能を果たすことが必要になり、これらにより⑤不正防止効果も生じるとされています。

また、こうした地域全体の体制を段階的に整備するため、市町村に対して計画を策定することも求められています。

図1 国計画における権利擁護支援の地域連携ネットワークのイメージ



出典:厚生労働省社会・援護局 地域福祉課 成年後見制度利用促進室

(4)地域共生社会の実現と包括的な支援体制の整備

地域共生社会を実現するために、制度のはざま課題を抱える人や複合的な課題を持つ世帯を、適切な支援につなげられる地域をつくることが求められていたことから、社会福祉法（昭和26年法律第45号）の一部が改正され、平成30（2018）年に施行されました。

複合的な課題を抱えている人や世帯は、社会的に孤立していることも多くなっています。その場合、本人と周囲との社会的なつながりを広げていくことも大切です。このため、住民同士が支え合う関係性をつくることが求められ、それが地域のセーフティネットになっていきます。

成年後見制度の利用を必要とする人は、自分からSOSの声を上げることができない場合も多く、また、抱える課題が多岐にわたる場合もあるため、様々な支援機関や地域の関係者が連携して対応する必要があります。このような全体的な仕組みづくりの中で、権利擁護支援をとらえていく必要があるといえます。

(5)認知症施策推進大綱の制定

認知症になっても住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられる「共生」を目指し、「認知症バリアフリー⁴」の取り組みを進めていくとともに、「共生」の基盤の下、通いの場の拡大など「予防」の取り組みを進めるため、令和元（2019）年に「認知症施策推進大綱」が取りまとめられました。その具体的な施策である「認知症バリアフリーの推進」において、「成年後見制度の利用促進」がKPI（数値目標）のひとつに掲げられています。

(6)京丹後市の取り組み

京丹後市では、平成18（2006）年から京丹後市成年後見制度利用支援事業実施要綱（平成18年京丹後市告示第193号）を施行し、障害者・高齢者の各担当課において、相談支援対応や市長による申立に取り組んでいます。

平成29（2017）年度には、成年後見制度や福祉サービス利用援助事業といった権利擁護支援の認知度や今後予想されるニーズ状況の把握のために、市社会福祉協議会と協働して、高齢者・障害者の相談支援に従事する介護・福祉・医療機関等の職員向けに「権利擁護支援体制に係るアンケート調査」を実施しました。

こうした京丹後市における実態をもとに、国基本計画を踏まえた取り組みを推進していくために、令和元（2019）年度に「あり方検討委員会」を立ち上げ、具体的な仕組みづくりを進めています。



⁴ **認知症バリアフリー**：認知症になってからも、できる限り住み慣れた地域で、普通に暮らし続けていくための、認知症当事者の視点に立った生活環境が整っていること、生活の妨げとなる障壁が排除されていること。「認知症施策推進大綱」では、成年後見制度の利用促進についてのほか、移動手段的確保、消費者被害の防止、金融機関や小売へのアクセスなどの分野における取り組みの重要な指標や目標が挙げられている。

2. 京丹後市の現状と課題の整理

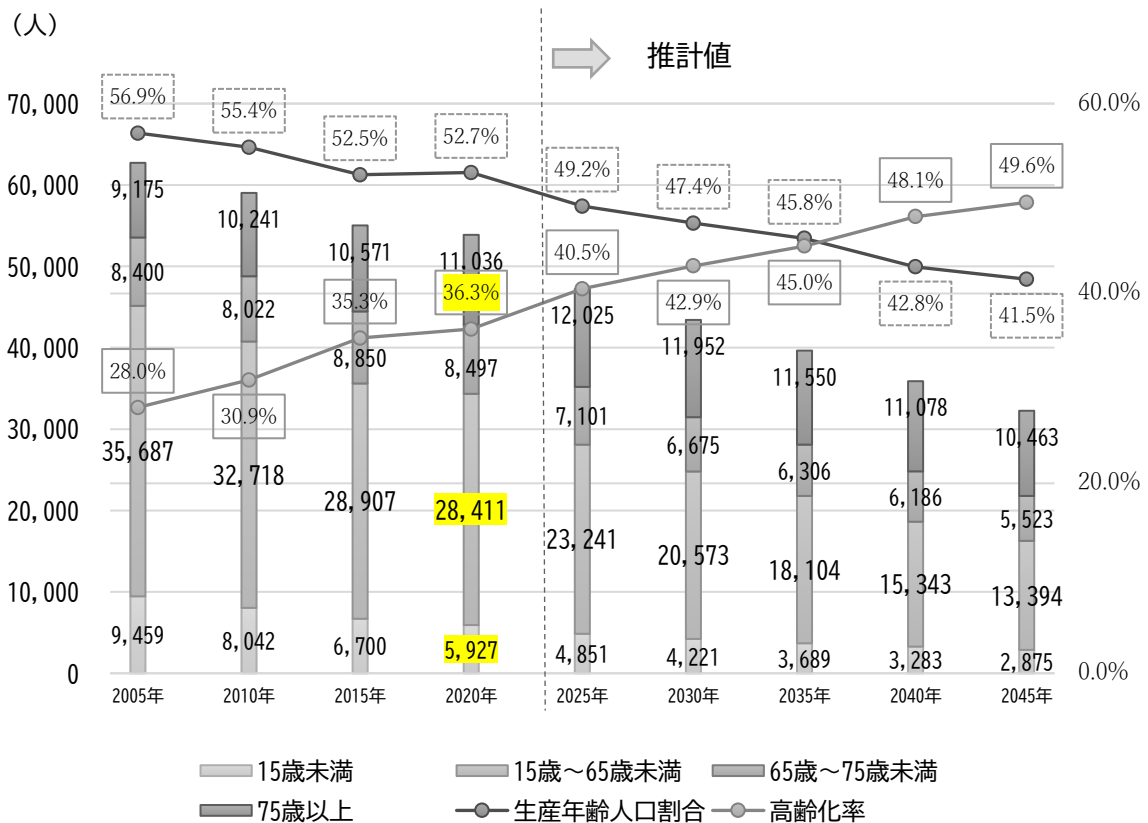
(1) 京丹後市の高齢者・障害者等の現状

京丹後市の総人口は、減少傾向となっていますが、65歳以上の高齢者の割合や後期高齢者数は年々増加しています。また、家族の形も変化してきており、ひとり暮らしの高齢者世帯がゆるやかに増加傾向となっています。

認知症高齢者は、令和7（2025）年には4,000人を超え、高齢者に占める割合は2割を超えると予測されます（「厚生労働省認知症対策総合研究事業（H25年3月報告）」に示す認知症有病率を使用し、算定）。

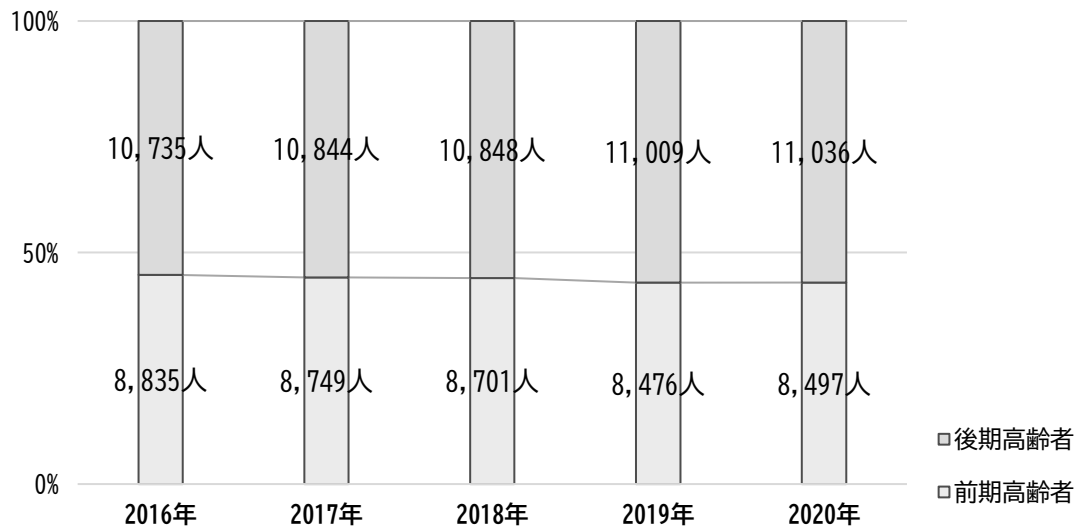
さらに、知的障害・精神障害のある人も年々増加傾向となっています。中でも、療育手帳や精神障害者保健福祉手帳を所持している65歳以上の高齢者の割合が緩やかに増加傾向となっています。

図 2 京丹後市における人口動態・高齢化率の推移



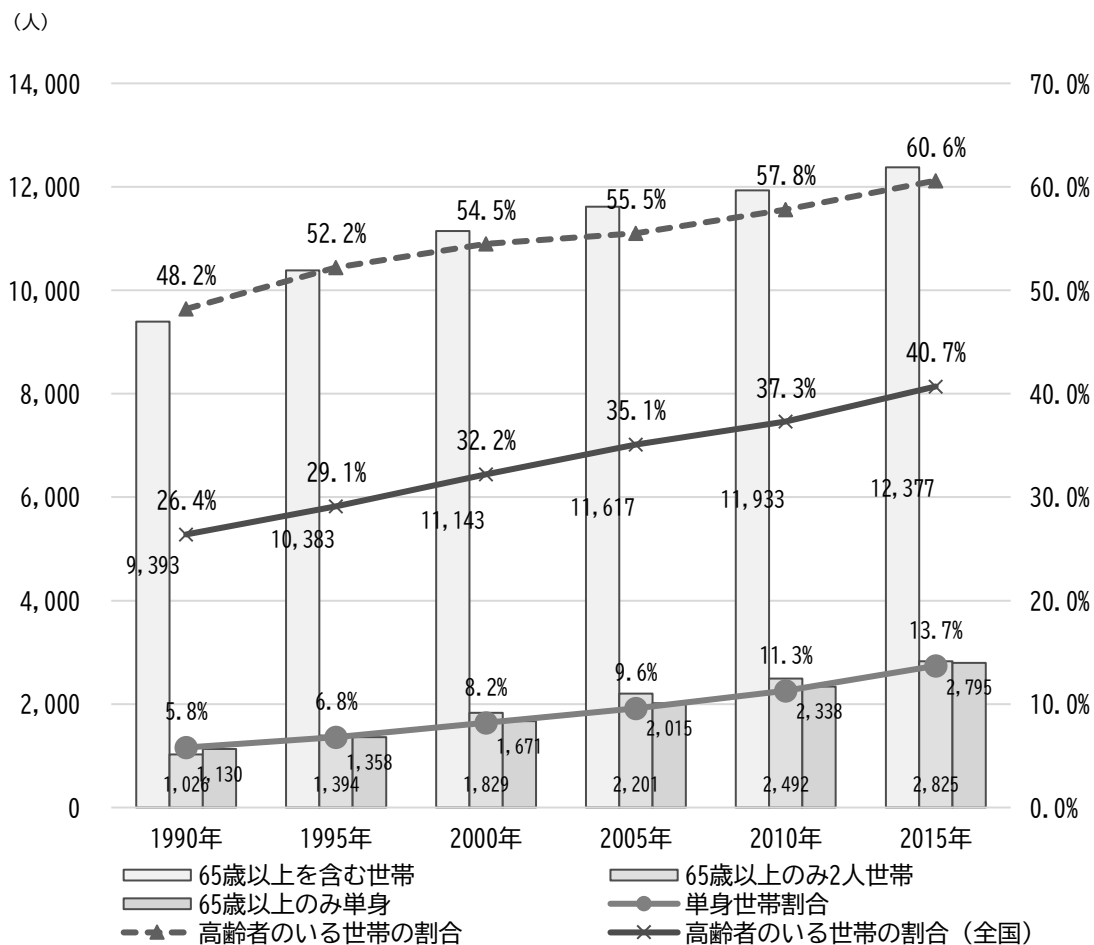
（資料：2015年までは国勢調査、2020年は住民基本台帳、2025年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成30(2018)年推計)」）

図 3 前期・後期高齢者の割合の推移



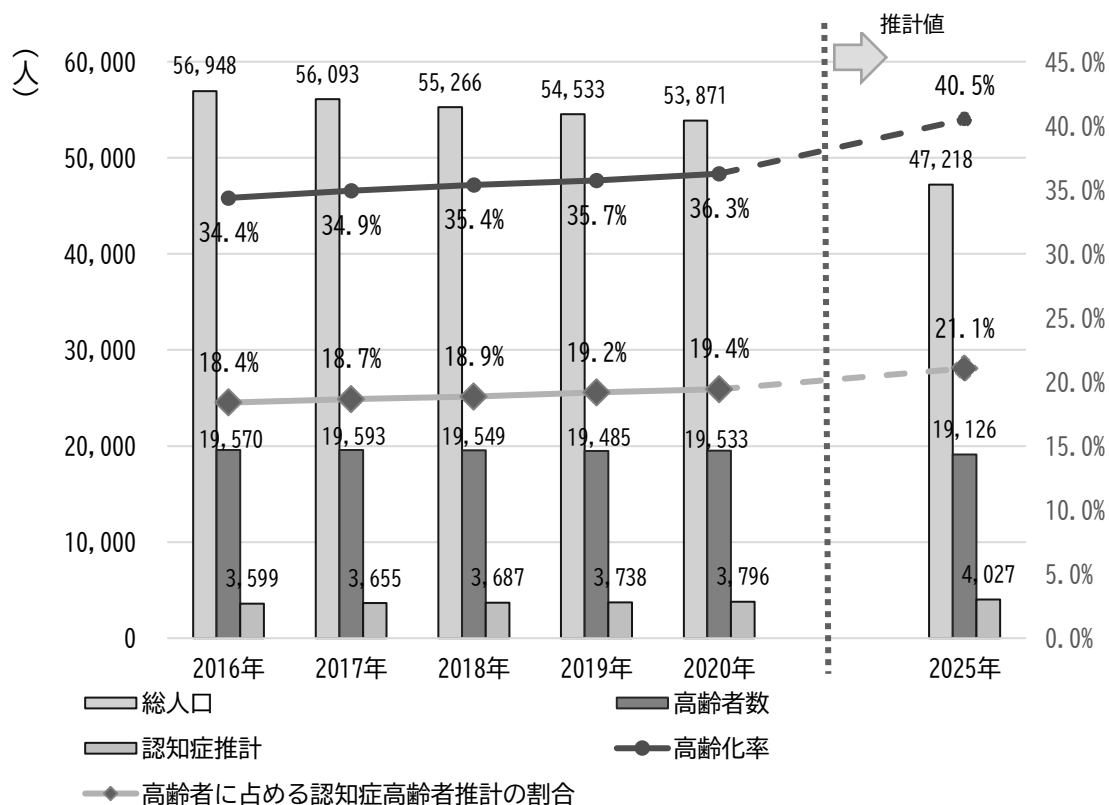
資料：住民基本台帳

図 4 高齢者世帯数と割合の推移



資料：国勢調査

図 5 京丹後市における認知症高齢者の将来推計



(資料:2016年～2020年まで:住民基本台帳

2025年:国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成30(2018)年推計)」

認知症推計人口の数値は、各年度の各年齢区分の人口に、認知症有病率をかけたもの。なお、認知症有病率は「厚生労働省認知症対策総合研究事業(平成25年3月報告)」に示す数値を使用)

図 6 京丹後市における療育手帳所持者数の推移(各年3月31日時点)

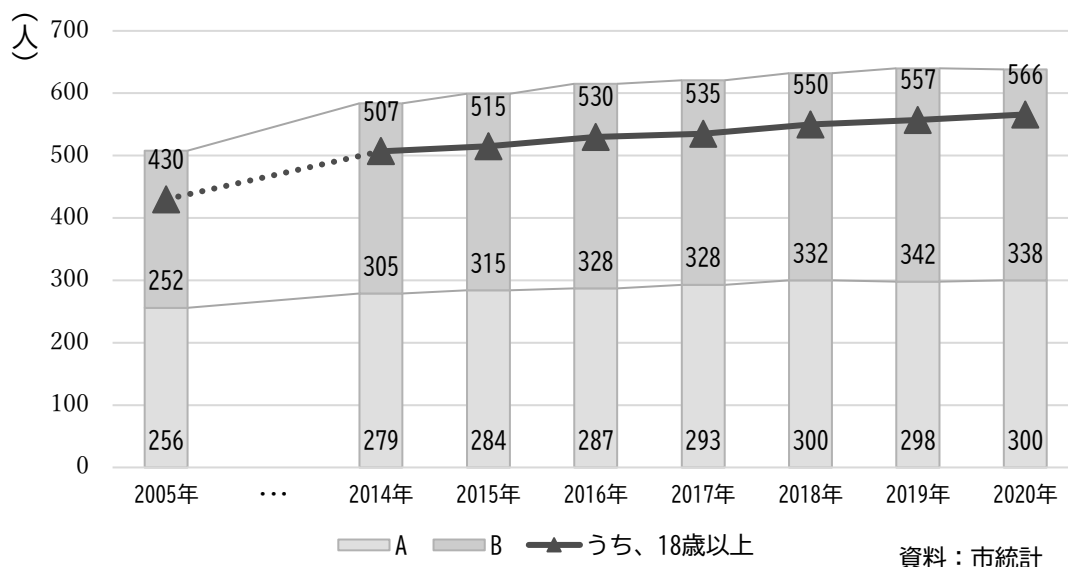
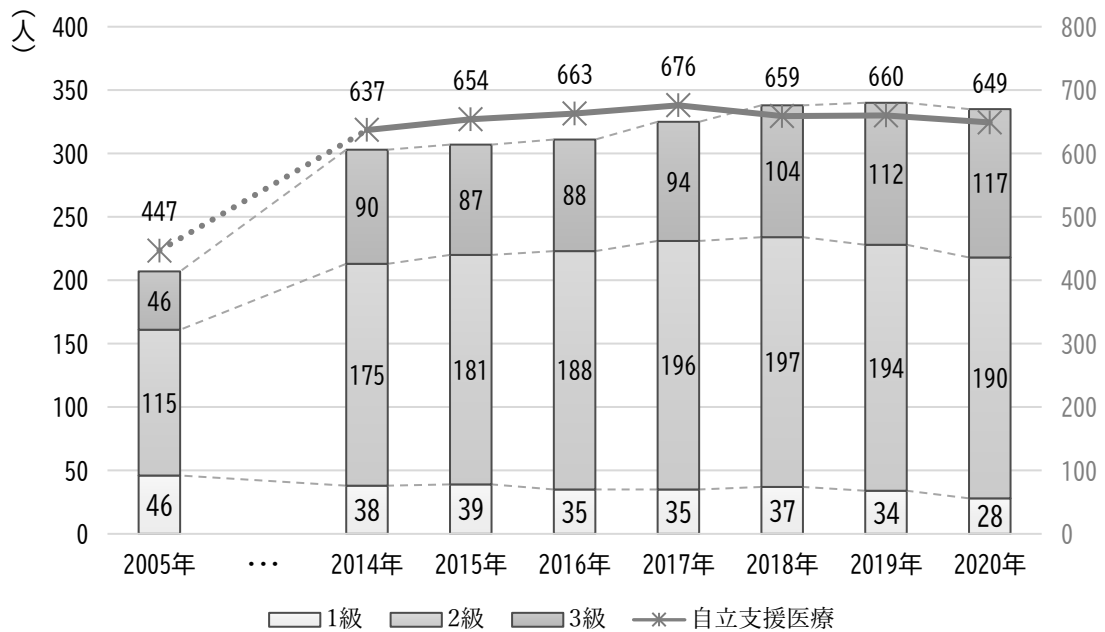
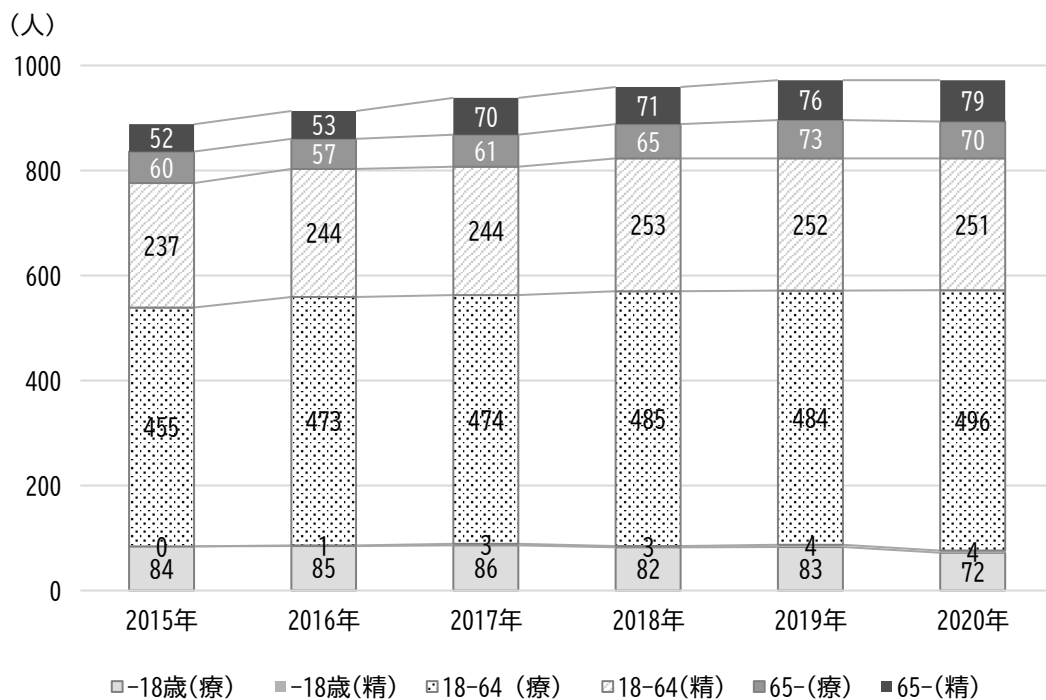


図 7 精神障害者保健福祉手帳等所持者数の推移（各年 3 月 31 日時点）



資料：市統計

図 8 療育・精神障害者保健福祉手帳年代別所持者数の推移（各年 3 月 31 日時点）



資料：市障害者福祉課

(2)京丹後市における成年後見制度に関する現状

①成年後見制度利用状況について

表 1 地域包括支援センターにおける成年後見制度等に関する相談実人数の推移

(単位：人)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
権利擁護に関する相談 (虐待除く)	24	16	19	18	21
うち、成年後見制度に関すること	18	11	16	17	18

※相談実人数は近年横ばい傾向です。

表 2 京丹後市における市長申立の状況(成年後見制度利用支援事業)

(単位：人)

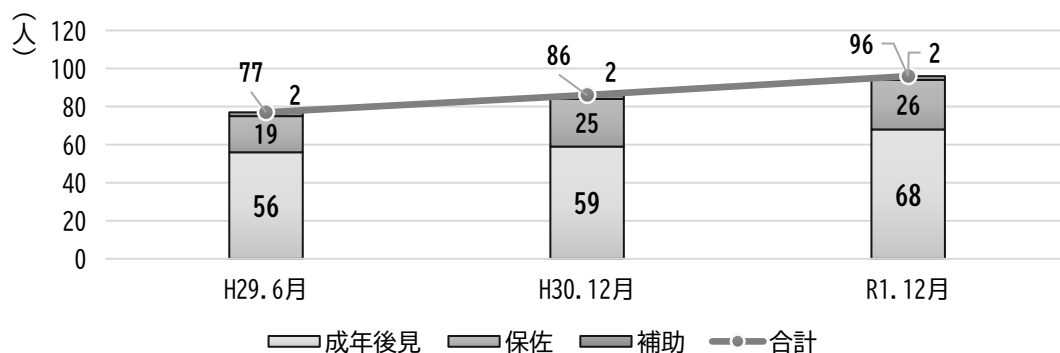
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
障害者	1	0	0	1	1
高齢者	1	4	3	5	2
計	2	4	3	6	3

表 3 京丹後市における報酬助成の状況(成年後見制度利用支援事業)

(単位：人)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
障害者	2	3	4	2	1
高齢者	1	1	0	1	2
計	3	4	4	3	3

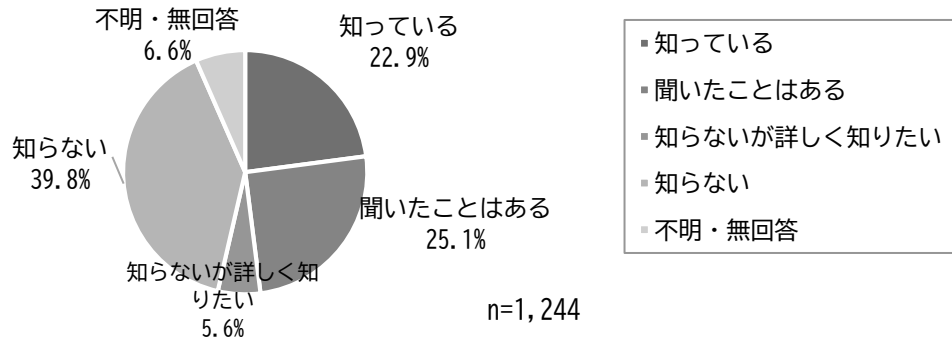
図 9 京丹後市における成年後見制度の利用者数(京都府・京都家裁資料より)



※利用者は緩やかに増加傾向(後見類型の利用者の伸び率が高い)です。

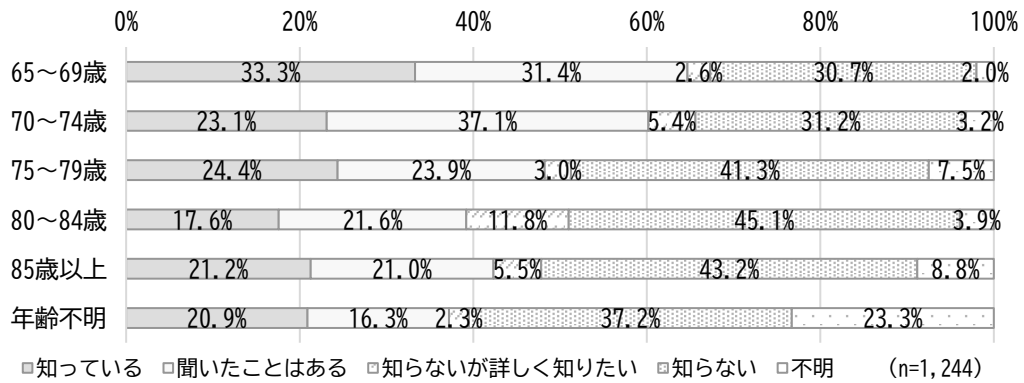
②成年後見制度の認知状況について

図 10 成年後見制度の認知度(令和元年度京丹後市高齢者福祉実態調査より)



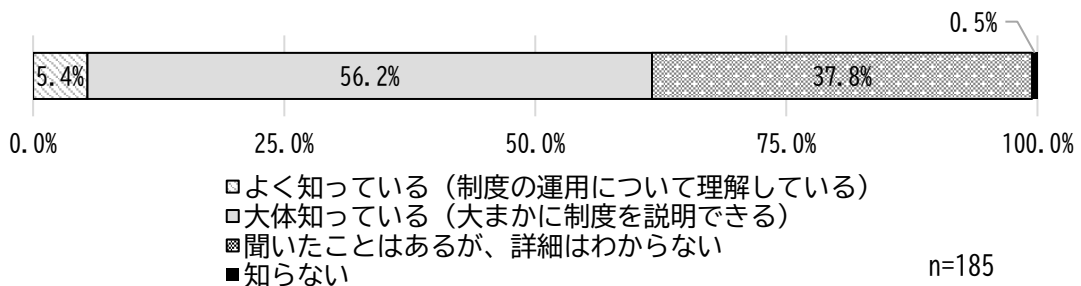
※65歳以上の市民のうち、「知っている」という回答は22.9%です。

図 11 成年後見制度の認知度【年代別】(令和元年度京丹後市高齢者福祉実態調査より)



※年齢別では、年齢が高くなるにつれ、「知っている」「聞いたことはある」の割合が減り、「知らない」の割合が増える傾向にあります。

図 12 成年後見制度の認知度(平成 29 年度京丹後市における権利擁護支援体制にかかるアンケート調査より)



※平成 29 (2017) 年度の調査で対象とした高齢者・障害者の相談支援に従事する介護・福祉・医療機関等の職員のうち、約6割が「制度のことを知っている」と回答しているが、「よく知っている」という回答は5.4%でした。

③成年後見制度の利用促進に関する課題等について

図 13 成年後見制度に関して感じる課題(平成 29 年度京丹後市における権利擁護支援体制にかかるアンケート調査より)

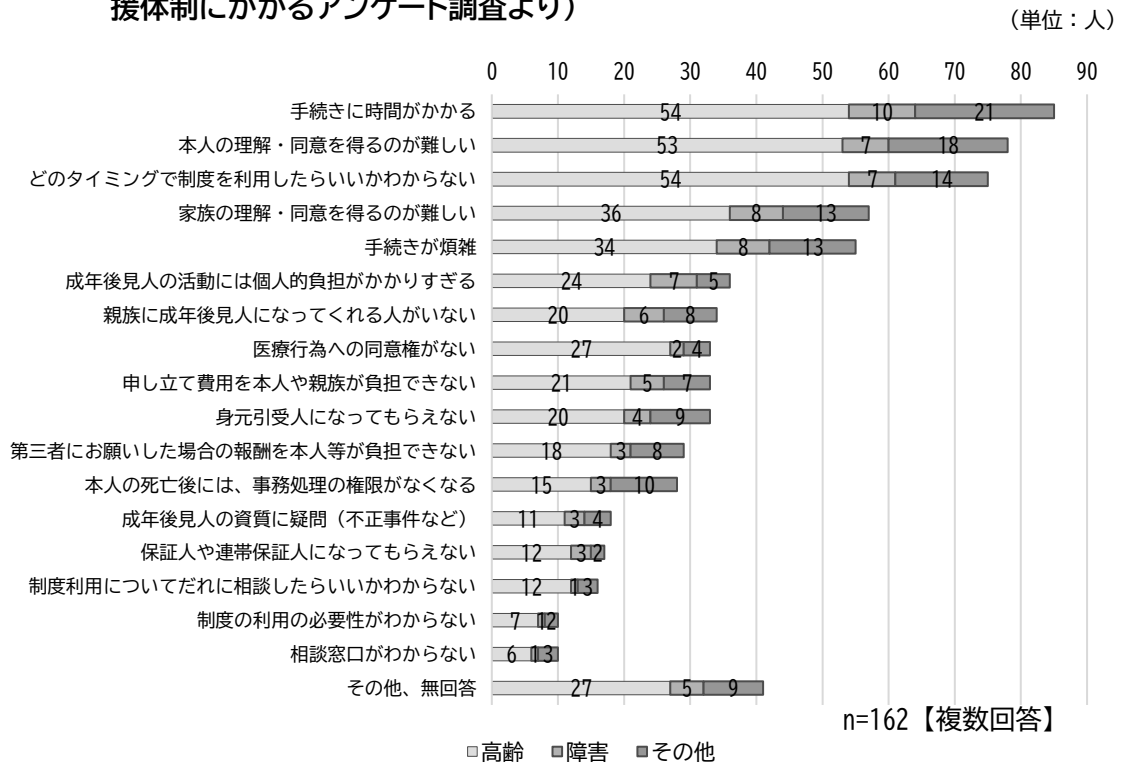
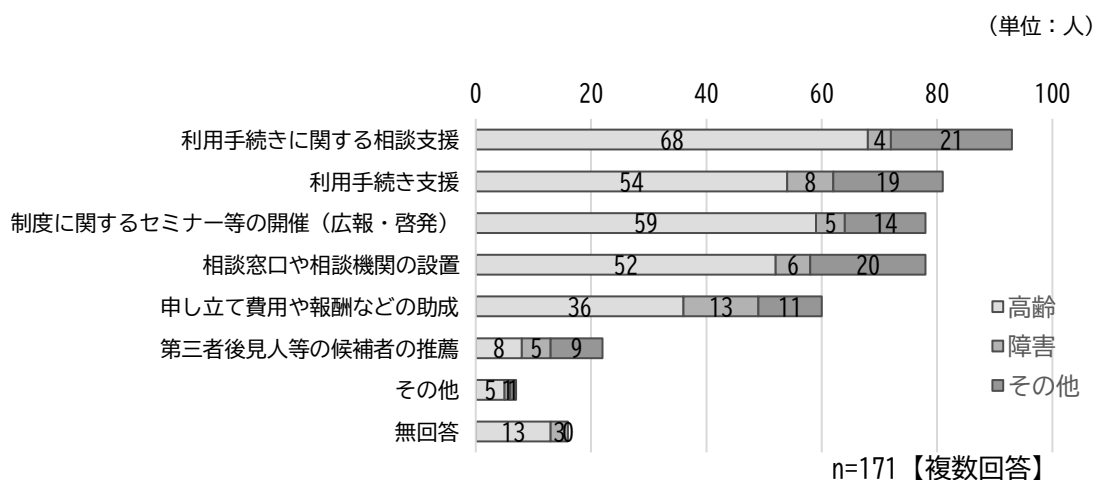


図 14 制度利用につなげやすくするために必要と思われる機能や役割(平成 29 年度京丹後市における権利擁護支援体制に係るアンケート調査より)



※平成 29(2017)年度の調査で対象とした高齢者・障害者の相談支援に従事する介護・福祉・医療機関等の職員の回答では、全体的には「利用手続きに関する相談支援」が最も多く、次いで「利用手続き支援」、制度に関する相談窓口の設置や普及啓発など、「制度利用に向けた入り口支援」が求められていると考えられます。障害分野の回答者からは、「申し立て費用や報酬の助成」の必要性を挙げる回答が多く占めています。

(3)丹後圏域における成年後見制度に関する現状

図 15 丹後圏域における成年後見制度の利用者数

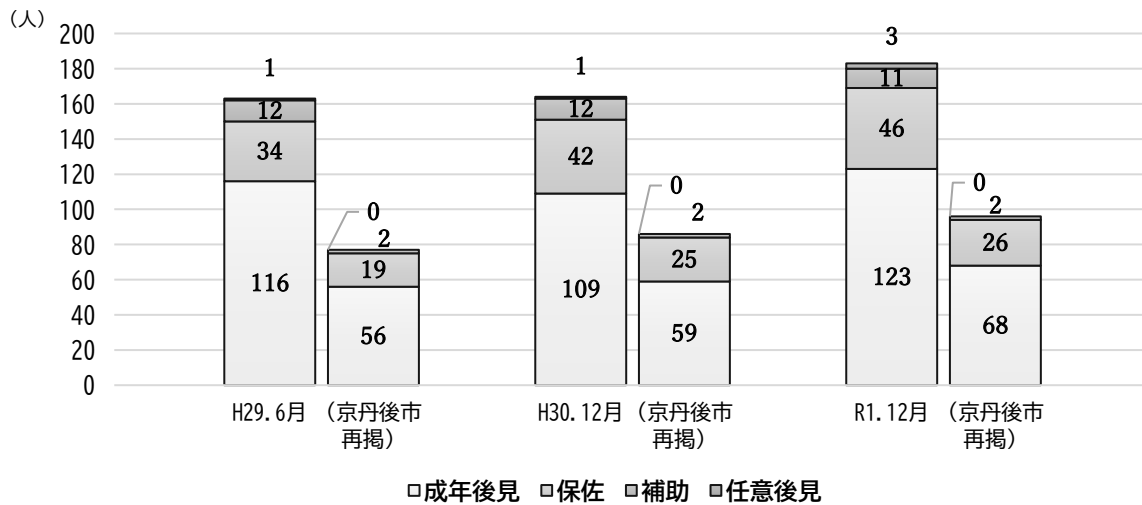


表 4 丹後圏域の専門職後見人の活動状況(基準日:平成30年6月1日時点)

(単位:人)

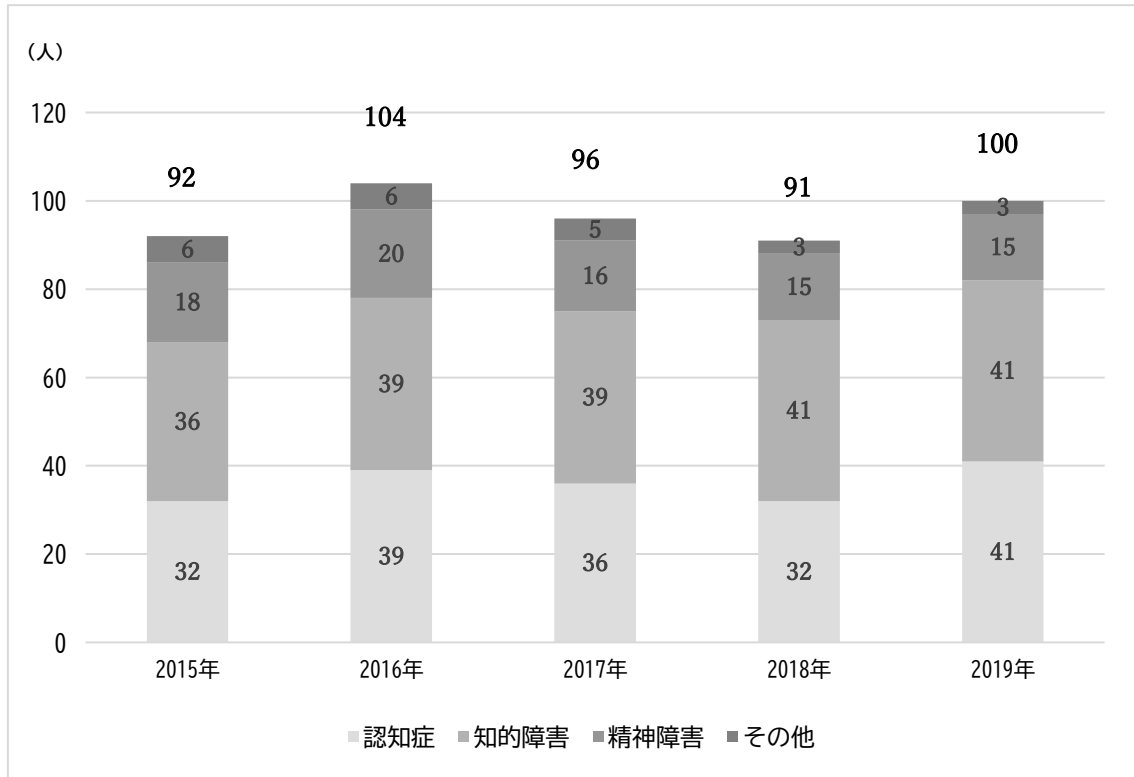
		京都弁護士会	リーガルサポート (京都司法書士会)	ばあとなあ (京都社会福祉士会)
会員数	京丹後市	4	3	
	宮津市	3	2	
	与謝野町	1	2	
	伊根町	0	0	
	計	8	7	10
候補者名簿 登録者数	京丹後市	2	2	
	宮津市	1	2	
	与謝野町	1	2	
	伊根町	0	0	
	計	4	6	8
活動者数	京丹後市	2	2	
	宮津市	0	2	
	与謝野町	1	2	
	伊根町	0	0	
	計	3	6	10
受任件数	京丹後市	10	10	
	宮津市	0	2	
	与謝野町	7	9	
	伊根町	0	0	
	計	17	21	16
受任可能件数	京丹後市	—	5	—
	宮津市	—	5	—
	与謝野町	—	3	—
	伊根町	—	3	—
	計	—	16	—

(資料:京都府「専門職後見人の活動状況に関する調査票(平成31年3月実施)」)

※丹後圏域を含め、京都府北部で活動している専門職後見人は人数に限られており、広域にわたって活動している状況があります。今後受任できる件数も、限界に近い状況があります。

(4)京丹後市における成年後見ニーズ

図 16 福祉サービス利用援助事業の実利用者数の推移(年度別)



資料：京丹後市社会福祉協議会

※福祉サービス利用援助事業の実利用者数は 100 人前後で推移しています。終了・解約の主な事由としては、死亡や施設入所、成年後見制度の利用などがあります。

表 5 成年後見制度の潜在的ニーズ(平成 29 年度京丹後市における権利擁護支援体制にかかるアンケート調査より)

潜在的ニーズ (うち、第三者後見等が必要と思われる人数)
のべ 105 人 (36 人)

※平成 29 (2017) 年度に高齢者・障害者の相談支援に従事する介護・福祉・医療機関職員向けの「権利擁護支援体制に係るアンケート調査」の調査結果から、京丹後市で潜在的に成年後見制度を必要とする方は 105 人となっており、そのうち、親族以外の専門職等による第三者後見が必要と思われる方は 36 人となっています (n=187。1 人に対して複数の支援者が関わっている場合、重複して計上している可能性があります)。

表 6 京丹後市の成年後見制度利用のニーズと市長申立(推計)

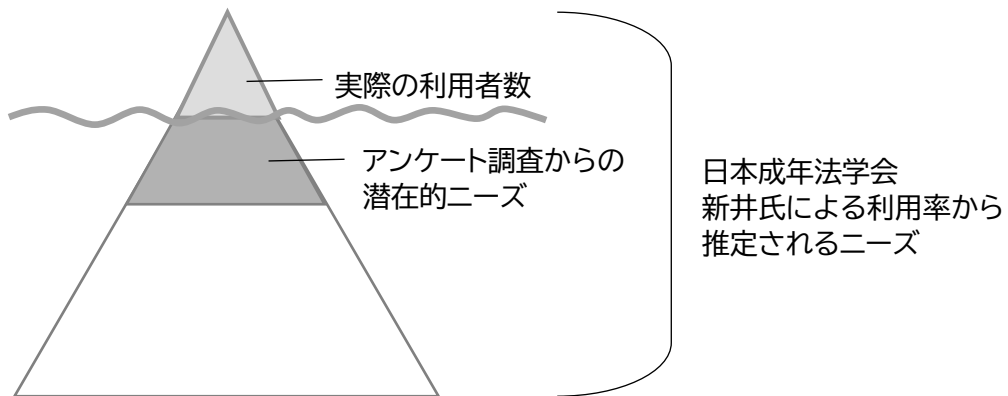
人口	(A) 後見 推定ニーズ	(B) 認知 症高齢者推 定数	(C) 療育手 帳・精神障害 者保健福祉手 帳所持者数	計 (A)~(B+C) (うち、第三者後見が 必要と思われる人数)
53,871 人	約 538 件 総人口の 1% (*1)	3,796 人	896 人	538 人~4,693 人 (67 人~586 人) (*2)

*注) 人口、(B) は図5の令和 2 (2020) 年の総人口・認知症推計数、(C) は図 8 の令和元 (2019) 年度の療育手帳所持者数 (18 歳以上) 及び精神障害者保健福祉手帳所持者数 (18 歳以上)

* 1) 日本成年法学会 新井誠氏による利用率の試算

※京丹後市の人口規模では、成年後見制度の利用者は 538 人程度が見込まれますが、実際の利用者は 96 人 (図 9 「R1.12 月時点」) となっています (17.8%)。

* 2) 「平成 31 年成年後見事件」の概要における京都府下の市町村長申立割合 12.5%



(5)成年後見制度に関する取り組みの課題

今後、権利擁護支援を必要とする人が増加していくことが予測される一方で、そうした方の日常生活の支援を検討する際に、制度や手続きについての相談窓口がわかりにくいといった医療・介護・福祉関係者へのアンケート結果もあり、引き続き成年後見制度の利用促進に向けた検討が必要な状況にあります。

課題

- 制度が十分に知られていない。
- 制度について親族などが相談できる窓口がわかりにくい。
- 制度の潜在的なニーズと圏域における専門職の人数が大きく乖離しているため、今後、制度の利用を進めたくてもスムーズな受任につながらない可能性がある。
- 親族以外の第三者による支援を必要とする人が増えると見込まれる中、身上保護を重視した、地域における新たな担い手や見守りの仕組みが必要。
- 後見等開始後に成年後見人等が継続的に支援を受けられる体制が十分でない。
- 申立費用や成年後見人等への報酬にかかる負担感があり、周囲が制度の利用の必要性を感じていても、本人や親族が利用のメリットを感じられず、利用に至らない場合がある。

第3章 成年後見制度利用促進にあたっての基本的な考え方と目標

1. 基本的な考え方

超高齢・人口減少社会が進む中、認知症、知的障害その他の精神上的の障害があることにより、財産の管理や日常生活等に支障がある人たちを、地域社会全体で支え合うことが求められています。そのためには、判断能力が不十分となり、自分にとって必要なことを意思決定することが難しい状態になっても、安心して地域生活が送れるよう、地域での支え合い活動を推進し、多様な活動主体の連携を深め、必要な権利擁護支援につなげることができる地域づくりが大切です。

本計画は、京丹後市地域福祉計画の基本理念を引き継ぎ、「すべての人が住み慣れた地域で、安心していきいきと自分らしい生活を送れるまちづくり」を実現するため、京丹後市における成年後見制度をはじめとした権利擁護支援体制に関する課題の解決に向け、必要な人が必要な時に適切に権利擁護支援が受けられるような仕組みづくりを総合的に展開し、基本目標の達成を目指します。

成年後見制度利用促進基本計画

基本理念：すべての人が住み慣れた地域で、安心していきいきと自分らしい生活を送れるまちづくり

第3次地域福祉計画

基本理念：ささえ愛 たすけ愛 ふれ愛のまち 京丹後

基本目標1：支え合いの人づくり

基本目標2：安心・安全な仕組みづくり

取り組みの方向（1-1）：地域福祉の学習と担い手の育成

取り組みの方向（1-5）：地域福祉に携わる団体との協働

取り組みの方向（2-5）：権利擁護の推進 ★

2.基本目標

基本理念の実現に向けて、本計画についての基本目標を次のように掲げます。

★基本目標

基本目標 1：地域から早期発見・早期支援につながる相談支援体制の構築

基本目標 2：意思の尊重と身上保護に主眼をおいた、本人と成年後見人等と
りまく支援環境の整備

今後、成年後見制度を利用する人や制度を必要とする人がさらに増えていくことを踏まえ、地域において、より一層制度の理解を深めていく必要があります。信頼かつ安心して利用でき、地域で支え合う制度として運用されるよう、制度の普及啓発に取り組みます。

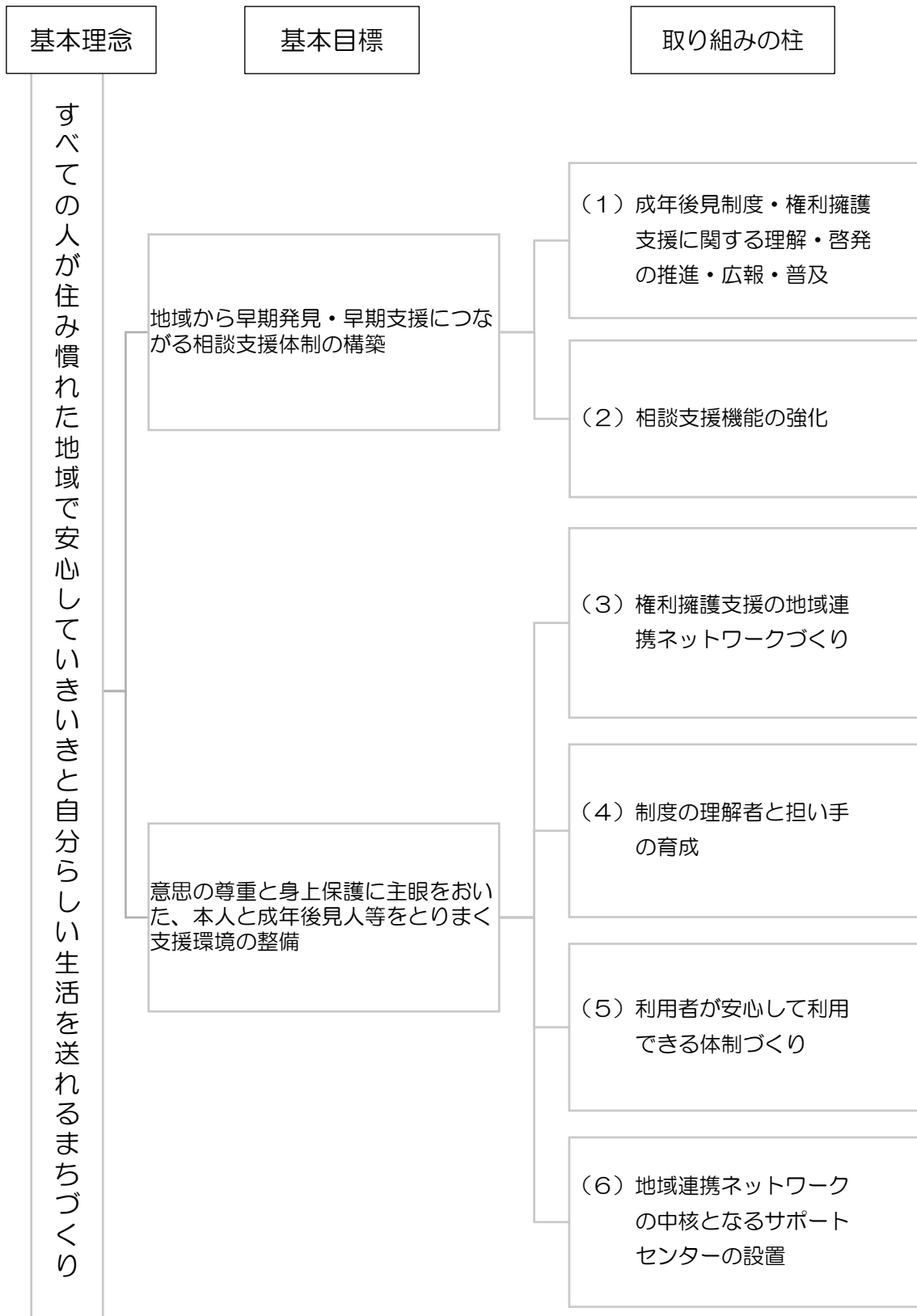
また、地域での見守り活動をさらに広げるとともに、相談窓口を明確化することにより、権利擁護支援を必要とする人が早期に支援につながる環境を整備します。

さらに、法律や福祉の専門的観点からの支援を行い、成年後見人等による財産管理のみでなく、本人の意思決定支援や身上保護の側面も重視した、本人の特性に応じた支援に取り組みます。

権利擁護支援を必要とする人を適切に福祉サービス等につなげていくためには、関係機関と連携、地域の資源を有効に生かすことが大切です。そのためには、中核機関としての「京丹後市成年後見サポートセンター（以下「サポートセンター」という。）」を中心とした地域連携ネットワークを早期に構築し、地域で権利擁護支援につなげていく仕組みづくりに取り組みます。

併せて、今後の成年後見制度の需要増及び専門職による担い手不足に対応するため、法人後見といった新たな担い手の確保に取り組み、支援体制の充実を図ります。

3.施策の体系



第4章 今後の具体的な取り組み等

基本目標 I

地域から早期発見・早期支援につながる相談支援体制の構築

1. 成年後見制度・権利擁護支援に関する理解・啓発の推進・広報・普及

【目指すところ】

- ・成年後見制度を本人、家族、市民、地域の医療・介護・福祉関係者等の支援者が理解している。
- ・地域全体に成年後見制度の理解が図られ、身近な人が権利擁護支援を必要としている人に気づき、相談につながりやすくなっている。

【そのための具体的な取り組み】

成年後見制度の理解促進は、市民への広報も大切ですが、それ以上に支援者へ幅広く周知をしていく必要があります。

施策	内容	年度					
		3	4	5	6	7	8
① 支援者への広報・啓発【☆重点】	関係機関等と連携し、研修を実施するなど制度の理解を促進します。						
② 市民への広報	パンフレットやホームページ等の活用により、成年後見人等の活動内容を含む成年後見制度の広報を行い、制度の理解を促進します。						

2. 相談支援機能の強化

【目指すところ】

- 専門的な相談窓口が明確化され、より迅速かつ適切に制度利用へ結びつく環境が整っている。
- 各支援者が相談対応をしている中で、権利擁護支援の課題があるのではないかと気づき、相談につなげるなど必要な支援方針の見立てが行われるようになっている。
- 各支援者が、相談初期の段階から関係機関の連携の重要性を認識し、適切な役割分担ができています。

【そのための具体的取り組み】

施策	内容	年度						
		3	4	5	6	7	8	
① 権利擁護支援が必要な人の早期発見 (地域連携ネットワーク等の活用)	地域ケア個別会議をはじめ、民生委員、社会福祉協議会等との既存のネットワーク連携を強化し、また司法関係団体等新たな関係機関との連携や情報共有を推進し、成年後見制度の利用が必要な人の早期発見に取り組みます。							
② 相談窓口の明確化と役割分担 (サポートセンターの設置・運営)	成年後見制度の利用に関する相談窓口としてサポートセンターを設置するとともに、専門職と連携した専門相談・支援を行えるよう段階的に体制を整えます。また成年後見制度の利用を必要とする人に対して早期支援体制を段階的に構築・機能強化を図ります。							

基本目標 2

意思の尊重と身上保護に主眼をおいた、本人と成年後見人等と
とりまく支援環境の整備

3. 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

【目指すところ】

- ・市民・地域・専門職や家庭裁判所、行政などが一体的に連携・協力し、制度を必要とする人を利用につなげるネットワークができています。
- ・既存の医療・介護・福祉の支援ネットワークを活かし、司法との連携による支援の仕組みができています。

【そのための具体的取り組み】

市民や地域とともに、関係機関、専門職、家庭裁判所、行政などが一体的に連携・協力し、地域で支え合う体制づくりとして、「地域連携ネットワーク」を構築します。

施策	内容	年度					
		3	4	5	6	7	8
① 権利擁護支援のチームによる対応	本人に身近な親族、医療・福祉・地域等の関係者と成年後見人等によるチームで、本人を支える仕組みづくりに取り組みます。						
② 協議会の組織化及び運営	法律・福祉の専門職団体や関係機関等により構成される協議会を組織化し、会を運営することで、地域課題の検討・調整・解決を図ります。						
③ 家庭裁判所との情報交換・調整	家庭裁判所との情報交換・調整を行い、適切な制度運用が図れる体制を段階的に整えます。						

★地域連携ネットワークの3つの役割

- ①権利擁護支援の必要な人の発見・支援
- ②早期の段階からの相談・対応体制の整備
- ③意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築

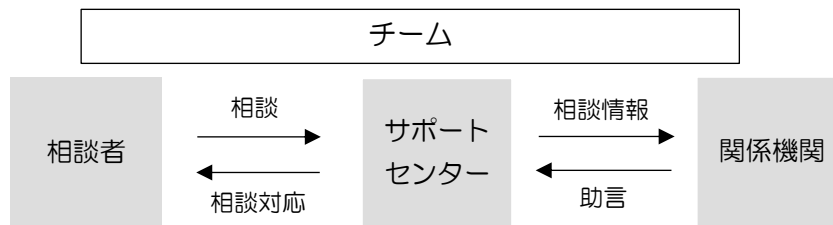
★地域連携ネットワークの基本的仕組み

①本人を成年後見人等とともに支える「チーム」による対応

地域全体の見守り体制の中で、権利擁護支援が必要な人へアウトリーチを図り、必要な支援へ結び付ける機能を強化します。

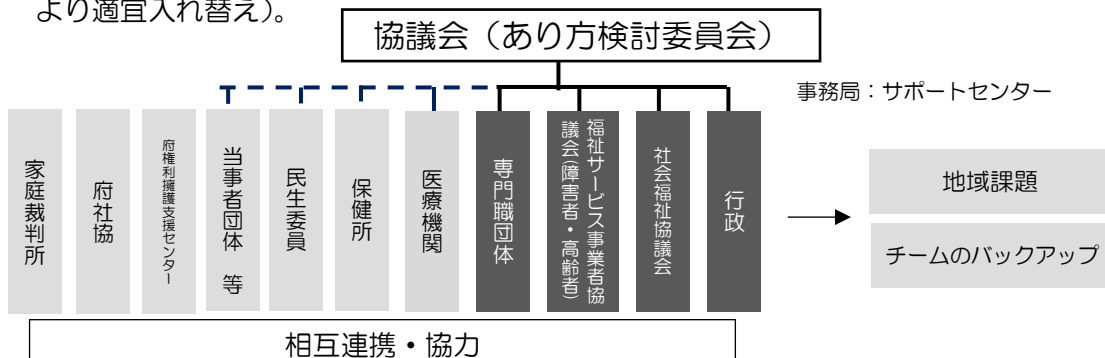
主に在宅等で生活している方については、地域包括支援センター等が主催する「地域ケア個別会議」などの困難事例の課題解決を目的とする会議のメンバーを「チーム」として位置づけ、権利擁護支援を行います。

なお、医療機関への長期入院中や介護老人福祉施設等へ入所中の方については、各機関等の相談員と連携し、チームを構成し、権利擁護支援を行います。



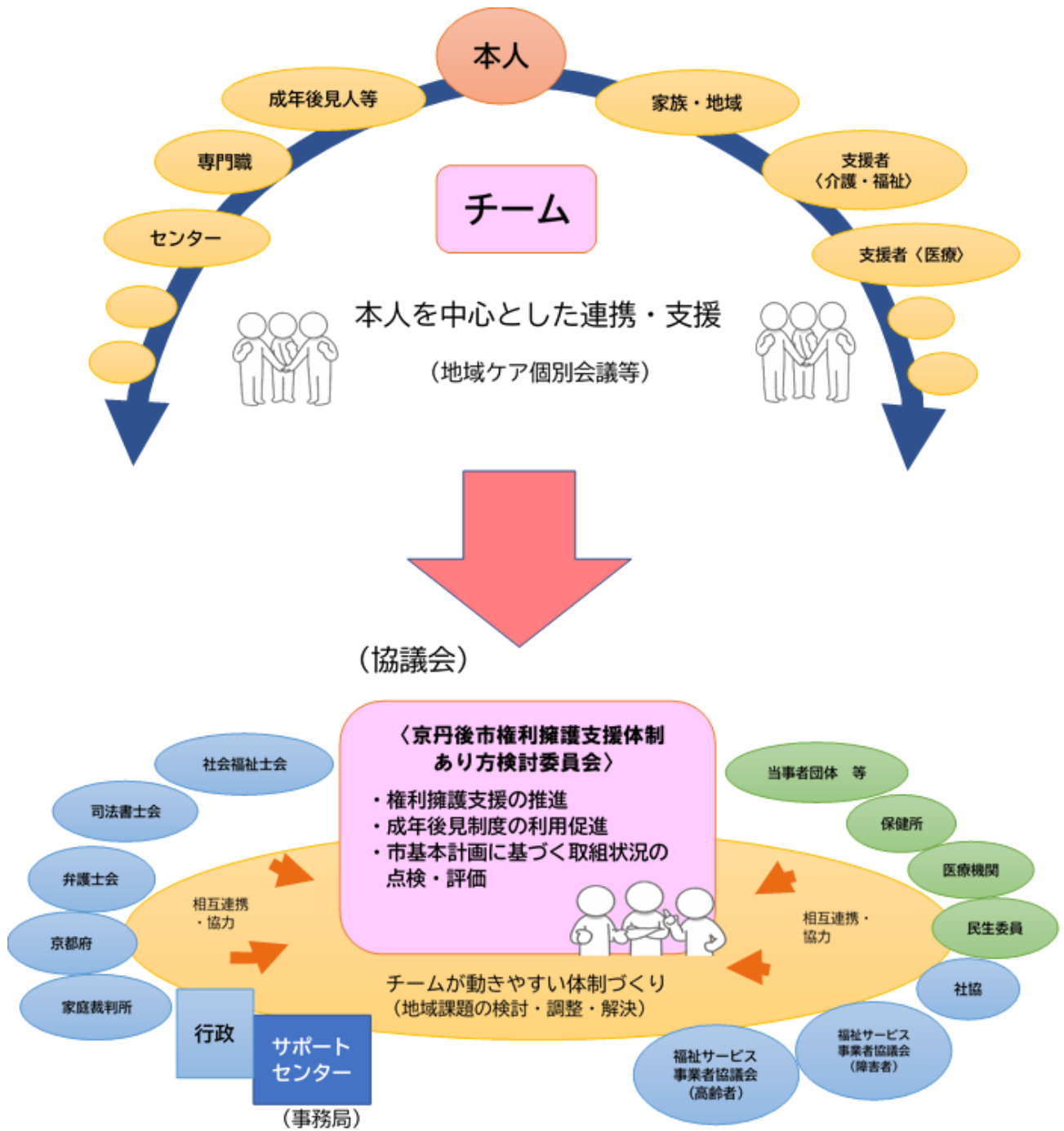
②地域における「協議会（あり方検討委員会）」の体制づくり

後見等開始の前後を問わず、成年後見制度に関する専門相談など、状況に応じた個々のケースに対する「チーム」での対応を行うとともに、地域において法律・福祉の専門職団体や関係機関との協力・連携強化など、地域課題の検討・調整・解決などをあり方検討委員会が行います（※協議会としての委員会のメンバーは解決が必要な課題等により適宜入れ替え）。



なお、丹後圏域における他の市町でも中核機関の設置など、権利擁護支援体制の構築に係る検討が進められてきていますが、専門職の人材不足など、共通した地域課題が多くあることから、広域での連携・協働できることを検討しながら、継続可能な仕組みづくりを模索します。

京丹後市における地域連携ネットワーク(イメージ)



4. 制度の理解者と担い手の育成

【目指すところ】

- ・既存の親族や専門職による成年後見人等以外に、新たな成年後見人等の担い手となる社会福祉法人等の体制が段階的に整備されている。
- ・市民が関係機関と連携をしながら、地域での権利擁護支援に携わっている。

【そのための具体的取り組み】

今後の成年後見制度の需要に対応していくため、新たな成年後見人等となる組織・人材の確保を検討します。

施策	内容	年度					
		3	4	5	6	7	8
① 法人後見受任体制の構築【☆重点】	協議会等と連携し、成年後見人等の業務を適切に継続することができる社会福祉法人等に対し、法人後見受任の取り組みを喚起し、法人後見受任体制の構築につなげます。						
② 権利擁護支援の担い手として活動できる市民の育成【☆重点】	法人後見支援員や福祉サービス利用援助事業の生活支援員として活動できる人材の育成として、養成講座の内容を検討し、実施に取り組み、地域での支え合いを促進します。						
③ 親族後見人等への支援	親族後見人等が安心して適切に後見等業務に取り組めるよう、関係機関等の専門性を活かした支援や日常的に相談しやすい環境を整備します。						

5. 利用者が安心して利用できる体制づくり

【目指すところ】

- ・本人や家族の状況に合わせて、申し立てにかかる必要な支援が実施され、申立者にとって手続きが行いやすい環境が整っている。
- ・低所得な方であっても成年後見制度を利用しやすい環境となっている。
- ・家庭裁判所や専門職等と連携し、本人の状況に即した成年後見人等受任調整が図れている。

【そのための具体的取り組み】

施策	内容	年度						
		3	4	5	6	7	8	
① 成年後見制度市長申立の実施	成年後見制度の利用が必要な人の判断能力を考慮したうえで、申立て可能な親族が不在又は協力が得られないとき等で、権利擁護の観点から市長申立てが必要と判断した場合には、関係機関と連携し、市長が後見開始等の申し立てを行い、適切な制度利用につなげます。							
② 成年後見人等への報酬の助成	生活保護受給者等の生活困窮者であっても制度の利用ができるように、助成制度を実施します。							
③ 福祉サービス利用援助事業からの移行	社会福祉協議会で実施している福祉サービス利用援助事業と連携し、認知症等により判断能力が低下した場合のスムーズな制度移行を図ります。							

なお、上記の取り組みのほか、地域連携ネットワークの構築や、新たな担い手づくりの中で、本人の状況に適した候補者を推薦できる仕組みや不正の早期発見や未然に防ぐ体制づくりを進めていきます。

6. 地域連携ネットワークの中核となるサポートセンターの設置

【目指すところ】

- 京丹後市の権利擁護支援・成年後見利用促進機能を強化するため、その中心的な役割を担うサポートセンターが開設されている。
- サポートセンターが、家庭裁判所や専門職、関係機関と連携をしながら、サポートセンターが担う各機能について段階的に整備・機能強化が図れている。
- 機能により、近隣市町との連携をはかり、持続可能な体制づくりができる。

【そのための具体的取り組み】

京丹後市における権利擁護支援の地域連携ネットワークの中核となるサポートセンターを設置します。サポートセンターには、ネットワーク内での司令塔としての機能、協議会を運営する事務局としての機能、チーム支援の進行管理を行う機能を持たせます。

サポートセンターの設置に向けて、本来備えるべき機能の検討を行うとともに、広報、相談、新たな担い手の養成について先行して取り組んでいきます。

京丹後市成年後見サポートセンター

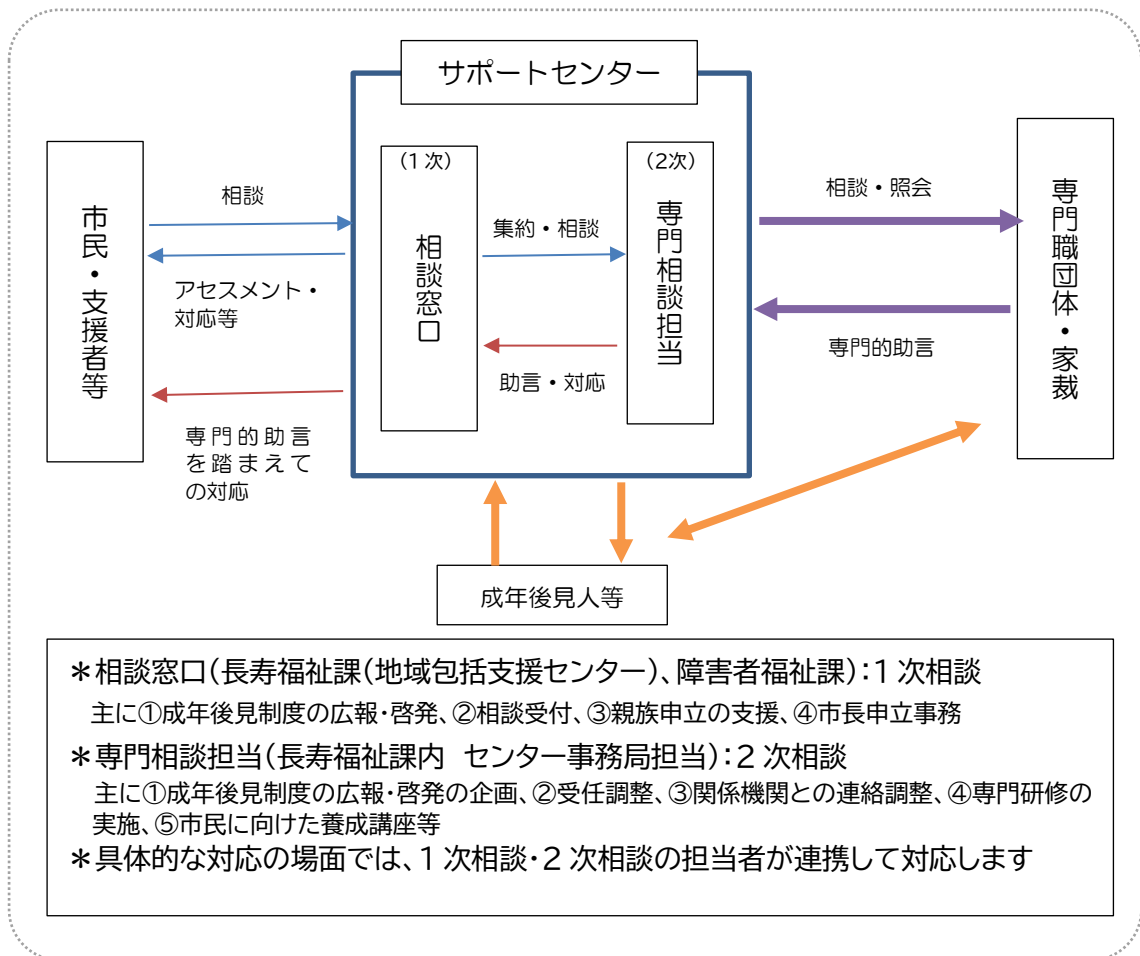
設置目的：地域の権利擁護支援体制の強化

役割：①権利擁護支援・成年後見制度利用促進の「司令塔機能」
 （全体構想の設計、進捗管理、コーディネート等）
 ②協議会を運営する「事務局機能」
 ③権利擁護支援にかかる方針、本人にふさわしい成年後見制度利用
 （※受任調整、候補者推薦等）、モニタリング・バックアップの検
 討・専門的判断を担保する「進行管理機能」

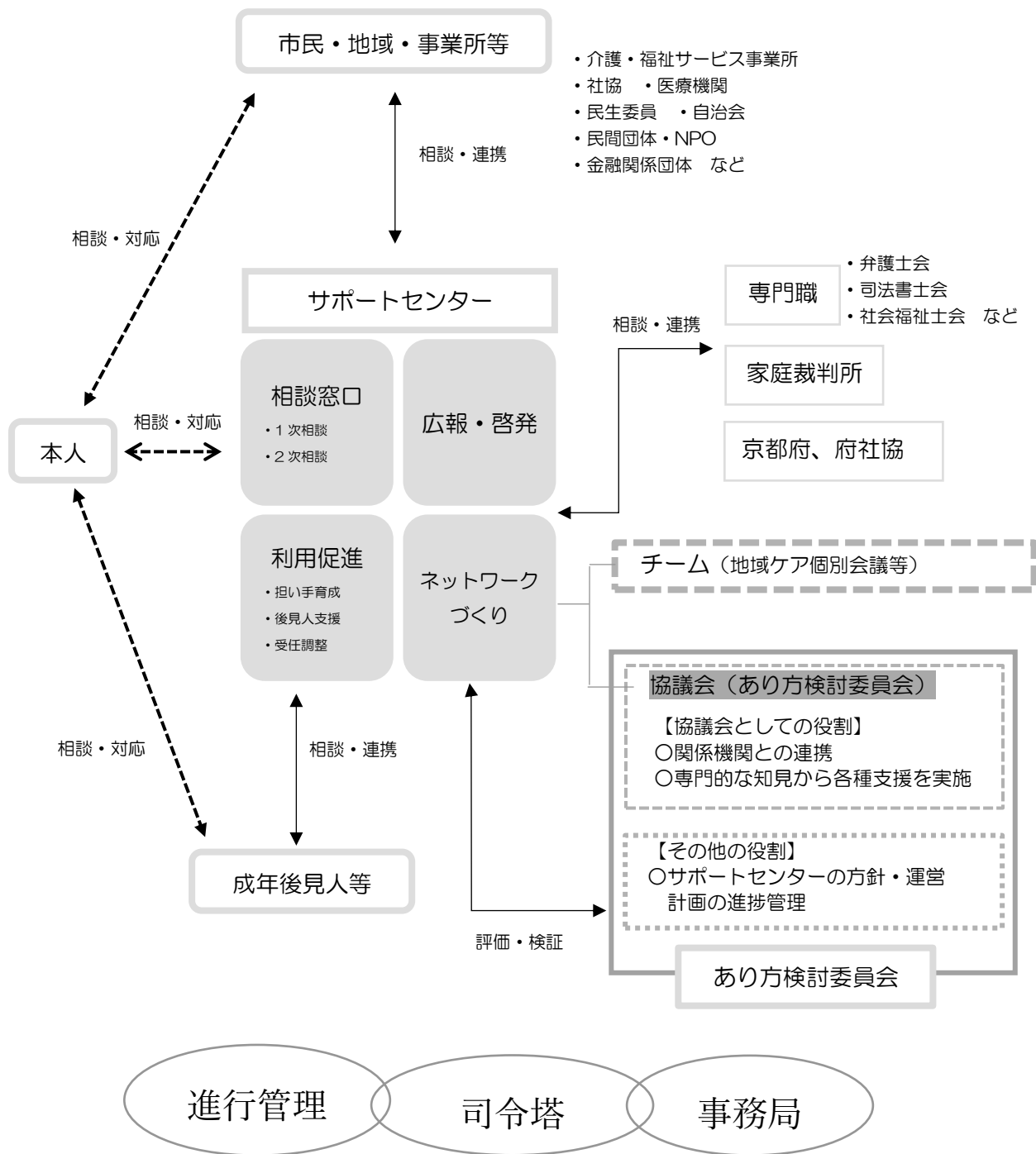
設置：市単独設置・市直営とし、サポートセンターの事務局を京丹後市福祉事
 務所内に設置します（※なお、今後、上記の役割を担うことが適当と考え
 られる機関への委託や複数の市町にまたがる「広域型」設置を含め、検討・
 見直しができることとします）。

運用：サポートセンター事務局を中心としたネットワーク型のセンターとしま
 す。事務の主担当は長寿福祉課とし、会議の招集等を行います。個別ケ
 ースの対応には各課の相談窓口担当が対応する運用とします。

◎サポートセンターでの相談等の流れ(イメージ)



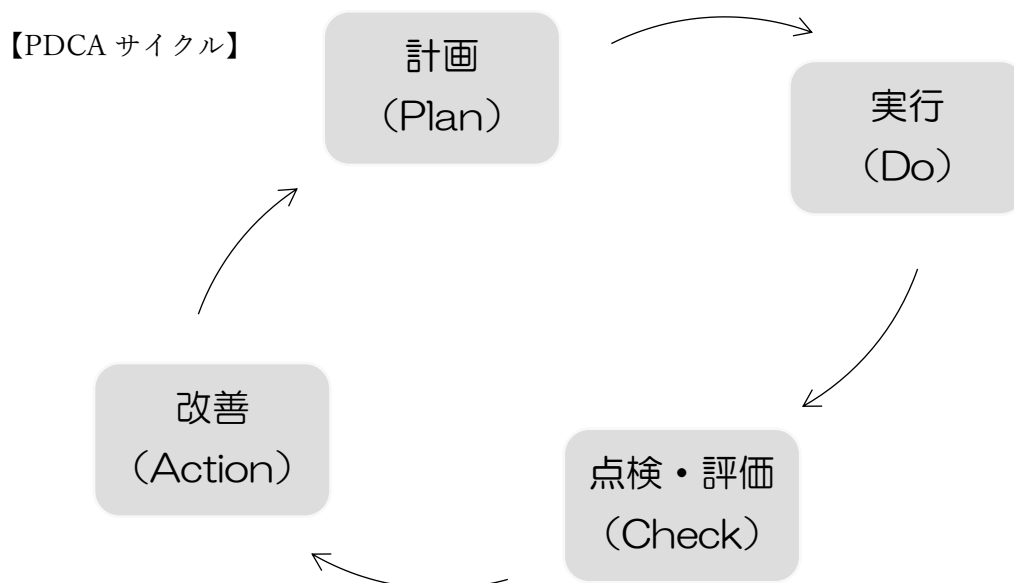
地域連携ネットワークにおけるサポートセンターの役割と機能



第5章 計画の評価及び進行管理

本計画を実行性のあるものにするため、PDCA サイクルに沿って目標の達成状況を定期的に点検・評価し、継続的に改善を図ります。

本計画の評価及び進行管理を行う上で、あり方検討委員会とサポートセンター及び庁内関係部課との連携・調整を図りつつ、施策全体の進捗を包括的に点検・評価します。評価の結果を踏まえ、必要があると認めるときは、計画の見直し等を行います。



資料編

